

# ハートレーニング ～急がば学べ～



## 訓練生募集！建設・物流機械運転科①

### 山口県立西部高等産業技術学校

#### 対象者

求職者等で、公共職業安定所長の受講推薦を受け、  
修了後に関連職種に就職する意思がある方



#### 訓練期間

令和7年5月20日(火)から令和7年6月20日(金)まで

#### 訓練内容

- ① **フォークリフト** 運転の知識及び技能(フォークリフト運転技能講習(修了資格取得))
- ② **小型移動式クレーン** の運転知識及び技能  
(小型移動式クレーン運転技能講習(修了資格取得))
- ③ **玉掛け** に必要な知識及び技能(玉掛け技能講習(修了資格取得))
- ④ **小型車両系建設機械(バックホー)** 運転  
(整地・運搬等、機体重量3トン未満の特別教育(修了証取得))
- ⑤ **高所作業車** 運転の知識及び技能(作業床の高さが10m未満の特別教育(修了証取得))



#### 受講料

**無料(資格試験受験料も必要ありません)**

※職業訓練生総合保険料、教科書代等で11,000円程度別途必要

#### 定員

**10名**

(選考) 日時：令和7年5月7日(水) 面接・筆記

受付：午前9時00分から 開始：午前9時30分から

(注意事項) 受験票は送付しません 選考日に会場にて交付します  
開始時刻に遅れた場合、選考試験を受けることができません

(場所) 山口県立西部高等産業技術学校 下関市千鳥ヶ丘町21-3

(携行品) 筆記用具、上履き、下足入れ

(合格発表) 令和7年5月13日(火) 本人宛郵送



#### 選考日時 選考場所 合格発表 など

#### 訓練場所

山口県立西部高等産業技術学校(下関市千鳥ヶ丘町21-3)

(TEL) 083 - 248 - 3505

#### 申込方法

令和7年3月24日(月)から令和7年4月23日(水)までに  
最寄りの公共職業安定所で入校願を提出してください

(応募状況によっては訓練を中止や訓練期間、内容等の変更を行う場合があります)



# 訓練生募集票

コース名	建設・物流機械運転科①	募集期間	令和7年3月24日(月)～令和7年4月23日(水)
		訓練実施期間	令和7年5月20日(火)～令和7年6月20日(金)
		選考日・場所	令和7年5月7日(水) 西部高等産業技術学校

## 訓練実施概要

コース名	建設・物流機械運転科①	定員	10名
訓練目標	労働安全衛生規則に基づくフォークリフト運転、小型移動式クレーン運転、玉掛けの各技能講習及び小型車両系建設機械(整地・積込み・運搬、機体重量3トン未満)の運転及び高所作業車(作業床の高さが10m未満)の運転の各特別教育を実施し、それぞれの修了資格を取得する。		
仕上がり像	フォークリフト、小型移動式クレーン、玉掛け、小型車両系建設機械、高所作業車の業務を行うことができる人材の育成		
対応職務	建設現場、運輸、運搬等で建設・運輸機械を使用する職務		
主な就職先	建設業、運輸業、倉庫業等の建設運輸機械を使用する事業所		

		科 目	科 目 の 内 容	時 間
訓練の 内容	学 科	行事	・入校式、修了式、オリエンテーション	2
		就職支援	・履歴書、職務経歴書の書き方 ・面接指導等	5
		フォークリフト	フォークリフト運転の知識	12
		小型移動式クレーン	小型移動式クレーン運転の知識	14
		玉掛け	玉掛けに必要なクレーン等の知識	13
		小型車両系建設機械(バックホー)	小型車両系建設機械の運転知識	7
		高所作業車	高所作業車の運転知識	6
	実 技	フォークリフト	フォークリフト運転の知識及び技能	35
		小型移動式クレーン	小型移動式クレーン運転の知識及び技能	11
		玉掛け	玉掛けに必要なクレーン等の知識及び技能	11
		小型車両系建設機械(バックホー)	小型車両系建設機械の運転知識及び技能	18
		高所作業車	高所作業車の運転知識及び技能	6
	計			140H

上記のうち、入校式1時間、修了式1時間

訓練実施施設名	山口県立西部高等産業技術学校
所在地	〒752-0922 下関市千鳥ヶ丘町21-3

TEL (083)248-3505

<訓練実施施設までの交通手段>  
 ・「JR長府駅」から東へ200m歩き、国道2号「長府駅前」交差点を左折。  
 ・「長府駅前」バス停B乗り場からサンデン交通バスに乗車(約4～10分)し、「千鳥ヶ丘団地前」バス停で下車。学校まで徒歩約7分。

**備 考**  
 【訓練時間帯】8:35～17:00までの間  
 【教科書代等】11,000円程度  
 【駐車場】有り

**関連資格**  
 ・フォークリフト運転技能講習  
 ・小型移動式クレーン運転技能講習  
 ・玉掛け技能講習  
 ・小型車両系建設機械(機体重量3トン未満)特別教育  
 ・高所作業車(作業床10m未満)特別教育

